

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	☐ 看護・介護1人未満	
	利用者数26人以上60人以下	☐ 看護・介護2人未満	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中ユニットごとに常時1名以上の介護または看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない	☐ 該当	
安全管理体制未実施減算	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備していない	☐ 該当	
	事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用も可）および従業者に対する研修を定期的に開催していない	☐ 該当	
	上記措置を適切に実施するための担当者を配置していない	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための研修を年1回以上実施していない	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	☐ 該当	
業務継続計画未算定減算	感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない	☐ 該当	
	当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	☐ 該当	
	感染症の予防およびまん延防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない（※令和7年3月31日までの経過措置）	☐ 該当	
栄養管理に係る減算	栄養士または管理栄養士を1人以上配置していない	☐ 該当	
	入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない	☐ 該当	
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費または経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上 ・算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者（日常生活自立度Ⅲ以上）が6割5分以上 ・たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	☐ 該当	
	介護福祉士の数 常勤換算で6：1以上ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること		
	a 業務の効率化および質の向上または職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という）を複数種類使用していること b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）および入所者の身体状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	☐ 配置	
	c 介護機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること i 入所者の安全およびケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修		
	サービス提供体制強化加算の算定をしていない	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費または経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上、 ・算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者（日常生活自立度Ⅲ以上）が6割5分以上 たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	☐ 該当	
	介護福祉士の数 常勤換算で6：1以上ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること		
	a 業務の効率化および質の向上または職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という）を複数種類使用していること b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）および入所者の身体状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	☐ 配置	

	c 介護機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること i 入所者の安全およびケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 サービス提供体制強化加算の算定をしていない 定員、人員基準に適合	☐	該当	
		☐	該当	
看護体制加算（Ⅰ）イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費またはユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 常勤の看護師を1名以上配置 定員、人員基準に適合	☐	該当	
		☐	該当	
		☐	該当	
看護体制加算（Ⅰ）ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費または経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 常勤の看護師を1名以上配置 定員、人員基準に適合	☐	該当	
		☐	該当	
		☐	該当	
看護体制加算（Ⅱ）イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護またはユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の算定 看護職員を常勤換算で2名以上配置 看護職員による24時間連絡できる体制の確保 定員、人員基準に適合	☐	該当	
		☐	該当	
		☐	該当	
看護体制加算（Ⅱ）ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費または経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 看護職員を常勤換算で2名以上配置 看護職員による24時間連絡できる体制の確保 定員、人員基準に適合	☐	該当	
		☐	該当	
		☐	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数、最低基準を1以上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	該当	
		☐	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	該当	
		☐	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する	☐	該当	

	a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅱ） ロ	経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅲ） イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 夜勤時間帯を通じて看護職員または①社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1号各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録書、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅲ） ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可）	□	該当	

	b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員または①社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1号各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録書、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員または①社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1号各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録書、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定 ただし、次のaまたはbの場合は、当該事項に定める数以上である場合に算定する a 必要な夜勤職員数が最低基準を0.9以上上回っている場合 ①見守り機器を入所者数の10分の1以上設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、3月に1回以上必要な検討が行われている（テレビ電話装置等の利用も可） b 必要な夜勤職員数が最低基準を0.6以上上回っている場合（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fの規定に該当する場合は、最低基準を0.8以上上回っている場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員または看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器を活用する際の安全体制およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において3月に1回以上必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認している（テレビ電話装置等の利用も可） (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問および当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全およびケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担軽減および勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員または①社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1号各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録書、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている	□	該当	
準ユニットケア加算	12人を標準とする準ユニットでケアを実施	□	あり	
	個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに共同生活室を設置	□	あり	

	日中、準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	☐	配置	
	夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員を夜勤職員として配置	☐	配置	
	準ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置	☐	配置	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画を作成している	☐	該当	
	当該計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	☐	該当	
	機能訓練の内容と当該計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	☐	3月ごとに実施	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	個別機能訓練加算を算定していない	☐	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師が当該施設を訪問し、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画を作成している	☐	該当	
	当該計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	☐	該当	
	機能訓練の内容と当該計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	☐	3月ごとに実施	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	☐	該当	
	機能訓練指導員等多職種の方が共同して個別機能訓練計画を作成し、評価等を行っている	☐	該当	
	開始時および3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録している（テレビ電話装置等の利用も可）	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している	☐	該当	
	入所者ごとの個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出している	☐	該当	
	当該計画書の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している	☐	該当	
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）および栄養マネジメント強化加算を算定している	☐	該当	
	入所者ごとに理学療法士等が、個別機能訓練計画の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している	☐	該当	
	共有した情報を踏まえ、必要に応じて当該計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している	☐	該当	
ADL維持等加算（Ⅰ）	評価対象者の総数が10人以上である	☐	該当	
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月において、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出している	☐	該当	
	評価対象者のADL利得の平均値が1以上	☐	該当	
ADL維持等加算（Ⅱ）	評価対象者の総数が10人以上である	☐	該当	
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月において、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出している	☐	該当	
	評価対象者のADL利得の平均値が3以上	☐	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	☐	実施	
	在宅・入所相互利用加算を算定していない	☐	該当	
常勤医師配置加算	専ら職務に従事する常勤の医師1名以上配置	☐	配置	
精神科医師配置加算	医師が認知症と診断した入所者が全入所者の3分の1以上	☐	満たす	
	精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を実施	☐	実施	
	常勤医師配置加算を算定していない	☐	該当	
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者または精神障害者である入所者占める割合が100分の30以上	☐	満たす	
	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員を1名以上配置	☐	配置	
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上	☐	満たす	
	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員を2名以上配置	☐	配置	
	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
入院・外泊時費用	入院および外泊をした場合	☐	1月に6日以下	
	短期入所生活介護にベッドを利用していない	☐	該当	
外泊時在宅サービスの利用の費用	居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供する場合	☐	1月に6日以下	
	短期入所生活介護にベッドを利用していない	☐	なし	
	入院・外泊時費用を算定していない	☐	該当	
初期加算	入所した日から起算して30日以内	☐	該当	
	算定期間中の外泊の有無	☐	なし	
	過去3月間（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は1月間）の間に当該施設へ入所したことがない	☐	該当	
	30日以上入院後の再入所	☐	あり	
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が当該施設から居宅に退所する場合、入所者の主治の医師の属する病院または診療所および介護支援専門員に対して、当該施設の管理栄養士が入所者の栄養管理に関する情報を提供している	☐	該当	

	入所者が医療機関等に入院若しくは入所する場合、医療機関等に対して、当該施設の管理栄養士が入所者の栄養管理に関する情報を提供している	☐	該当	
	栄養管理に係る減算を算定していない	☐	該当	
	栄養マネジメント強化加算を算定していない	☐	該当	
再入所時栄養連携加算	入所していた者が入院し、退院後再度当該施設に入所する際、医師が特別食または嚥下調整食を提供する必要があると認めている	☐	該当	
	施設の管理栄養士が当該病院または診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定している	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月以上（見込みを含む）	☐	該当	
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員または医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者および家族に対し相談援助を実施（1回を限度とするただし、入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる者にあつては2回を限度とする）	☐	該当	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	該当	
退所後訪問相談援助加算	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	該当	相談記録
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかが居宅を訪問	☐	該当	
	退所後30日以内に入所者および家族等に対し相談援助を実施	☐	該当	
退所時相談援助加算	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	該当	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	該当	相談記録
	入所期間が1月以上	☐	該当	
退所前連携加算	退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談援助を実施	☐	該当	
	退所日から2週間以内に市町村、老人介護支援センターに対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	☐	該当	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	該当	
退所時情報提供加算	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	該当	相談記録
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐	該当	
	入所者が退所し入院した場合、当該医療機関に対して入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入所者を紹介	☐	該当	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を概ね3月に1回以上（電子的システムにより入所者の情報が随時確認できる場合は概ね6月に1回以上）開催している（テレビ電話装置等の利用も可）	☐	該当	
	会議の概要を記録している	☐	該当	
	常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上の管理栄養士を配置ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	☐	配置	
栄養マネジメント強化加算	医師、管理栄養士等多職種共同で栄養ケア計画を作成	☐	実施	
	当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況および嗜好を踏まえた食事の調整等を実施	☐	該当	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	該当	
経口移行加算	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	経管により食事を摂取している者であつて、経口による食事摂取のための栄養管理および支援が必要と医師の指示を受けている	☐	該当	
	医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画を作成（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること）	☐	該当	
経口維持加算（Ⅰ）	当該計画について、利用者またはその家族に説明し、同意を得ている	☐	該当	
	当該計画に基づき、栄養管理および支援を実施している	☐	該当	
	入所者またはその家族の同意を得た日から起算して180日以内	☐	該当	
経口維持加算（Ⅱ）	180日を超える場合は、医師の指示に基づき栄養管理および支援を必要としている	☐	該当	
	180日を超える場合は、概ね2週間ごとに医師の指示を受けている	☐	該当	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐	該当	
経口維持加算（Ⅲ）	栄養管理に係る減算を算定していない	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されている	☐	該当	
経口維持加算（Ⅳ）	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐	該当	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮がされている	☐	該当	
	月1回以上、医師、歯科医師等多職種共同で食事の観察および会議（テレビ電話装置等の利用も可）を行い、経口維持計画を作成している	☐	該当	経口維持計画（参考様式）
経口維持加算（Ⅴ）	計画を入所者または家族に説明し、同意を得ている	☐	該当	
	当該計画に基づき、医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、栄養管理を実施している	☐	該当	
	栄養管理に係る減算を算定していない	☐	該当	
経口維持加算（Ⅵ）	経口移行加算を算定していない	☐	該当	
	協力歯科医療機関を定めている	☐	該当	
		☐	該当	

口腔衛生管理加算（Ⅰ）	経口維持加算Ⅰを算定している	☐	該当	
	食事の観察および会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加している	☐	該当	
	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言および指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔衛生等を月2回以上行っている	☐	該当	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行っている	☐	該当	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐	該当	
	入所者または家族等への説明し、同意を得ている	☐	該当	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言および指導の内容およびその他必要と思われる事項に係る記録を作成、提出し保管している	☐	該当	実施記録
	歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師および当該施設への情報提供を行っている	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言および指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔衛生等を月2回以上行っている	☐	該当	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行っている	☐	該当	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐	該当	
	入所者または家族等への説明し、同意を得ている	☐	該当	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言および指導の内容およびその他必要と思われる事項に係る記録を作成、提出し保管している	☐	該当	実施記録
	歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師および当該施設への情報提供を行っている	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出	☐	該当	
	口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切な有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
療養食加算	管理栄養士または栄養士によって食事提供が管理されている	☐	該当	
	入所者の状況により適切な栄養量および内容の食事提供を行っている	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食および特別な場合の検査食の提供	☐	該当	
	療養食の献立表が作成されている	☐	該当	療養食献立表
	透析を要する入所者が、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情により、施設職員が送迎を行っている	☐	該当	
配置医師緊急時対応加算	入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている	☐	該当	
	取り決めは年1回以上見直すことにより、24時間配置医師またはその他の医師による対応が可能な体制を整えている	☐	該当	
	複数名の配置医師を置いていることまたは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設求めに応じて24時間対応できる体制を確保している	☐	該当	
	配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と施設間であらかじめ定められた勤務時間以外の時間をいい、早朝、夜間および深夜を除く）、早朝、夜間または深夜に当該施設を訪問して診療を行い、診療を行った理由を記録している	☐	該当	
	看護体制加算（Ⅱ）を算定している	☐	該当	
	早朝・夜間または深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録している	☐	該当	
看取り介護加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置、当該施設の看護職員により、または病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している	☐	該当	
	看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者またはその家族に対して、内容を説明し、同意を得ている	☐	該当	
	医師、生活相談員等多職種の人による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	☐	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	☐	該当	
	看取りを行う際に個室または静養室の利用が可能となるよう配慮している	☐	該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断している	☐	該当	
	多職種連携により、入所者等に対し、十分な説明を行い理解を得るよう努めている	☐	該当	
	入所者等の理解を助けるため、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供している	☐	該当	

	以下の事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、適切な情報共有に努めている ・ 終末期の身体症状の変化およびこれに対する介護等についての記録 ・ 療養や死別に関する入所者および家族の精神的な状態の変化およびこれに対するケアについての記録 ・ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメントおよび対応についての記録	□	該当	
	口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに同意を得た旨を記載している	□	該当	
	入所者が十分に判断できる状態になく、かつ、家族の来所が見込まれず、医師等が相談し共同して看取り介護を行っている場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載している	□	該当	
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された者である	□	該当	
	医師等が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者である	□	該当	
	看取りに関する指針に基づき、入所者の状態または家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護を受けている者である	□	該当	
看取り介護加算（Ⅱ）	常勤の看護師を１名以上配置、当該施設の看護職員により、または病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している	□	該当	
	看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者またはその家族に対して、内容を説明し、同意を得ている	□	該当	
	医師、生活相談員等多職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	□	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	□	該当	
	看取りを行う際に個室または静養室の利用が可能となるよう配慮している	□	該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断している	□	該当	
	多職種連携により、入所者等に対し、十分な説明を行い理解を得るよう努めている	□	該当	
	入所者等の理解を助けるため、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供している	□	該当	
	以下の事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、適切な情報共有に努めている ・ 終末期の身体症状の変化およびこれに対する介護等についての記録 ・ 療養や死別に関する入所者および家族の精神的な状態の変化およびこれに対するケアについての記録 ・ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメントおよび対応についての記録	□	該当	
	口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに同意を得た旨を記載している	□	該当	
	入所者が十分に判断できる状態になく、かつ、家族の来所が見込まれず、医師等が相談し共同して看取り介護を行っている場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載している	□	該当	
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された者である	□	該当	
	医師等が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者である	□	該当	
	看取りに関する指針に基づき、入所者の状態または家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護を受けている者である	□	該当	
	入所者の死亡場所が当該施設内である	□	該当	
	配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当している	□	該当	
在宅復帰支援機能加算	算定日の属する月の前６月間の退所者（在宅・入所相互利用加算対象者を除く）総数のうち、在宅で介護を受けることとなった者（入所期間が１月を超える者に限る）の割合が２割を超えている	□	該当	
	退所日から30日以内に居宅を訪問することまたは居宅介護支援事業者から情報提供を受け、在宅生活が１月以上継続する見込みであることを確認し、記録している	□	該当	
	入所者の家族との連絡調整を行っている	□	該当	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報の提供、退所後のサービス利用の調整を行っている	□	該当	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類を整備している	□	該当	
在宅・入所相互利用加算	あらかじめ在宅期間および入所期間（３月を限度とする）を定め、文書による同意を得ている	□	該当	同意書
	施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員、居宅サービス事業者等による支援チームをつくっている	□	該当	
	おおむね１月に１回カンファレンスを開き、介護の方針および方針をまとめ記録している	□	該当	
	在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方合意の上介護に関する目標および方針を定め、入所者またはその家族等に対して当該目標および方針の内容を説明し、同意を得ている	□	該当	
小規模拠点集合型施設加算	同一敷地内で、５人以下の居住単位に入所している	□	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはⅤの認知症の者の占める割合が２分の１以上	□	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に対象者数が19人を超えて10またはその端数を増すごとに１を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催	□	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	□	該当	

	認知症チームケア推進加算を算定していない	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはⅤの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者数が19人を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施または実施を予定	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	認知症チームケア推進加算を算定していない	☐	該当	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である	☐	該当	
	認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応（以下「予防等」）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置	☐	該当	
	複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	☐	該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している	☐	該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている	☐	該当	
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	認知症専門ケア加算を算定していない	☐	該当	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である	☐	該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置	☐	該当	
	複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	☐	該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している	☐	該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている	☐	該当	
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	認知症専門ケア加算を算定していない	☐	該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	次のa～cに該当しない a 病院または診療所に入院中の者 b 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入院中または入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護および地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	☐	該当	
	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日またはその次の日に利用を開始した場合	☐	該当	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者または家族との同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始	☐	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付および留意事項等を介護サービス計画書に記録している	☐	該当	
	利用開始日から起算して7日以内	☐	該当	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価している	☐	該当	
	確認および評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	確認の結果、褥瘡が認められ、または評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師等多職種が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	☐	該当	
	入所者ごとに褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	☐	該当	
	当該計画に基づいたケアを実施する際には、入所者またはその家族に説明し、同意を得ている	☐	該当	
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直ししている	☐	該当	
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価している	☐	該当	
	確認および評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	確認の結果、褥瘡が認められ、または評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師等多職種が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	☐	該当	

	入所者ごとに褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	☐	該当	
	当該計画に基づいたケアを実施する際には、入所者またはその家族に説明し、同意を得ている	☐	該当	
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している	☐	該当	
	確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、褥瘡が治癒している			
	評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない	☐	いずれか該当	
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅰ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも3月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者またはその家族に対し、排せつの状態および今後の見込み等について説明し、入所者およびその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	排せつ支援加算（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅱ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも3月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者またはその家族に対し、排せつの状態および今後の見込み等について説明し、入所者およびその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	施設入所時と比較して、排尿または排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない			
	施設入所時におむつを使用していた者について、おむつを使用しなくなった	☐	いずれか該当	
	施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された			
	排せつ支援加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅲ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも3月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者またはその家族に対し、排せつの状態および今後の見込み等について説明し、入所者およびその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	施設入所時と比較して、排尿または排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	☐	該当	
	施設入所時におむつを使用していた者について、おむつを使用しなくなった	☐	該当	
	排せつ支援加算（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している	☐	該当	
	少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している	☐	該当	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入所者ごとのADL値等の基本的な情報を厚生労働省に提出している	☐	該当	
	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用している	☐	該当	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者ごとのADL値等の基本的な情報に加えて、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している	☐	該当	
	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること	☐	該当	
安全対策体制加算	施設基準第155条第1項に規定する基準に適合している	☐	該当	
	担当者が安全対策に係る外部の研修を受けている	☐	該当	
	安全管理部門を設置、安全対策を実施する体制を整備している	☐	該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している	☐	該当	
	協力医療機関等との間で感染症（新興感染症を除く以下同じ）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している	☐	該当	

	感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に年1回以上参加している	☐	該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	☐	該当	
新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している	☐	該当	
	感染者に対し適切な感染対策を行った上で、サービス提供した場合に、月1回連続する5日を限度とする	☐	該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、実施を定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保 ・職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化および質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	上記取組および介護機器の活用による業務の効率化およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	
	介護機器を複数種類活用	☐	該当	
	委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化およびケアの質の確保並びに負担軽減について検討を行い、必要な取組を実施し、取組実施を定期的に確認する	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告	☐	該当	
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、実施を定期的に確認している ・介護機器を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保 ・職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化および質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	介護機器を活用	☐	該当	
	事業年度ごとに取組実績を厚生労働省に報告	☐	該当	
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上である	☐	該当	
	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	☐	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上である	☐	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である	☐	いずれか該当	
	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である			
	サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が3割以上である			
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない			
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
処遇改善にかかる事項 ※令和6年5月までの旧加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	☐	該当	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	☐	該当	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	☐	該当	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	☐	該当	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	☐	該当	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	☐	該当	
処遇改善にかかる事項 ※令和6年6月からの新加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	☐	該当	